契約概要のご説明

この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「海外旅行保険のご案内〈ご契約のしおり（普通保険約款・特約）〉」等をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1.商品の仕組み

(1)商品の仕組み

海外旅行保険は、海外旅行中に被保険者がケガを被った場合、発病した場合、その他費用を負担することによって損害を被った場合などを補償する保険です。
(注)海外に永住する方や、帰国予定のない方の引受けはできません。

(2)被保険者の範囲

被保険者の範囲は、以下のとおりです。ご希望のプランをお選びください。

	被保険者の範囲		
	本　人※2	配偶者※3	親　族※4
個人プラン	○	―	―
ファミリープラン※1	○	○	○

※1 家族旅行特約がセットされた海外旅行保険をいいます。
※2 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。
※3 保険申込書の被保険者欄に記載の方に限ります。なお、配偶者には、旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。
※4 保険申込書の被保険者欄に記載の方に限ります。なお、親族とは、「本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）」または「本人またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）の子」をいいます。
(注)特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

2.基本となる補償 等

(1)基本となる補償

前記「補償内容のご説明」をご参照ください。詳細は、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

(2)保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、保険申込書をご確認ください。
●各保険金額は、引受けの限度額があります。保険金額は、被保険者の年令・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡に関する保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき、1,000万円※1※2が限度となります。
①被保険者が保険期間の開始時点で満15才未満の場合
②保険契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合
※1 特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。
※2 ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳細は、取扱代理店または当社までお問合わせください。

(3)主な特約の概要

前記「補償内容のご説明」をご参照ください。詳細は、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

(4)保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間：旅行期間にあわせて1年以内で設定してください。実際に契約する保険期間については、保険申込書をご確認ください。
②補償の開始：始期日の午前0時に始まります。ただし、保険期間が始まった後であっても、旅行行程開始前に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。
③補償の終了：満期日の午後12時に終わります。ただし、旅行行程終了後に発生した事故に対しては、特約に定める場合を除き、保険金をお支払いできません。

3.保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1)保険料の決定の仕組み

①保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。
②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。詳細は、取扱代理店または当社までお問合わせください。

(2)保険料の払込方法

①保険料の払込方法は、ご契約時に全額を払い込む一時払となり、クレジットカードで払い込むことができます。ただし、クレジットカードによる払込みはご契約内容または取扱代理店によっては取扱いできない場合があります。
②保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または当社までお申出ください。ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター
0120-721-101（無料）
※受付時間　平日　9:00～17:00
（土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。）

事故が起こった場合（事故受付センター）

遅滞なく下記にご連絡ください。

AD海外あんしんダイヤル日本センター
81-50-3820-6919
※あらゆる国・地域からコレクトコール。
※おかけ間違いにご注意ください。
※日本国内からは0120-853-024におかけください。
※記載している番号以外のご連絡先については、「海外旅行保険のご案内」をご確認ください。

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人
日本損害保険協会そんぽADRセンター　［ナビダイヤル］**0570-022-808**（全国共通・通話料有料）
※受付時間［平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます。）］
※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。※携帯電話からも利用できます。
※電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

ご契約に関するご連絡・お問合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

ご契約に関するお問合わせについては、右のコードもしくは
当社ホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）からご確認いただくか、下記までご連絡ください。

0120-95-0055（無料）

アクセスはこちら

【ご注意いただきたい事項】
・プライバシー保護のため、ご契約に関するご連絡・お問合わせは保険契約者ご本人さまからお願いします。
・ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合もあります。

ご契約にあたってのご注意

●このパンフレットは「海外旅行保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご確認ください。
また、詳しくは「海外旅行保険のご案内〈ご契約のしおり（普通保険約款・特約）〉」等をご用意していますので、取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
●取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
●山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行う場合、または危険な職業に従事する場合は保険金を削減してお支払いさせていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。
●保険契約のお申込みの際は、保険申込書の各項目（性別、生年月日、年令、職業・職務など）について正しくご記入ください。
●他の保険契約等の有無、被保険者がご旅行中に従事する職業・職務および旅行行程（旅行先）につきましては、告知事項として保険申込書にご記入ください。正しくご記入いただけない場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
●このパンフレットのご説明において、「海外旅行保険のご案内〈ご契約のしおり（普通保険約款・特約）〉」等とは「海外旅行保険のご案内」および「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をいいます。
●このパンフレットに掲載の保険料は令和5年10月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となることがあります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
https://www.aioinissaydowa.co.jp/
● ご相談・お申込先

損23-2139, GA23D010118, 商品開発G（2023年6月承認）［GL32］

あいおいニッセイ同和損保
MS&AD INSURANCE GROUP

海外旅行中のケガや病気などに備えたい方に。

海外旅行保険	2023年10月以降保険始期用

全力サポート宣言　CSV×DX　まだ誰も知らない安心を、ともに。

海外旅行保険

1 海外旅行保険のご案内

楽しい海外旅行。でもケガや病気、盗難にあったら…と不安があるものです。さまざまなリスクを幅広くカバーする補償とサービスで、安心のご旅行に出発しませんか？

基本補償

「契約タイプ」で設定している補償項目です。「契約タイプ」の詳細・保険料はP.8～P.10、補償内容の詳細はP.3～P.7をご確認ください。

ご自身のケガや病気に関する補償

傷害死亡

- 旅行中のケガにより、死亡した場合　等

傷害後遺障害

- 旅行中のケガにより、後遺障害が発生した場合　等

疾病死亡

- 旅行中に病気で死亡した場合
- 旅行中に感染したマラリアで、帰国後30日以内に死亡した場合　等

治療・救援費用／疾病に関する応急治療・救援費用

傷害治療費用

- 旅行中の交通事故で医師の治療を受け、治療費がかかった場合　等

疾病治療費用

- 旅行中に腹痛で医師の治療を受け治療費がかかった場合　等

救援費用

- 旅行中にケガ、病気により継続して3日以上入院し、親族が現地にかけつけ交通費、宿泊費がかかった場合　等

（注）「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」※1がセットされている場合、海外旅行開始前に発病し、医師の治療を受けていた病気が旅先で急激に悪化して医師の治療が必要になったときも補償します。

他人への賠償に関する補償

賠償責任危険

- 旅行中にホテルの備品を壊してしまった場合
- 旅行中に他人にケガをさせてしまった場合　等

（注）上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況などにより、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

持ち物に関する補償

携行品損害 ※2

- 旅行中にバッグなどを盗まれた場合　等

（注）携行品損害保険金額が30万円を超えるご契約の場合は、盗難および航空会社等寄託手荷物不着等による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。

予期せぬ事故に関する補償

旅行中事故緊急費用※1

- 旅行先でのケガ、盗難、交通機関の遅れなど偶然な事故にあい、交通費、宿泊費などが、かかった場合　等

航空機のトラブル等に関する補償

航空機寄託手荷物遅延等費用 ※3

- 航空会社に預けた荷物が届かず、衣類などの購入費がかかった場合　等

航空機遅延費用等 ※3

- 飛行機の欠航や6時間以上の出発遅延などにより、宿泊費がかかった場合　等

■前記※マークについては、次の事項にご注意ください。
※1 保険期間が31日以内の「契約タイプ」にセットされています。
※2 携行品（パスポートを含みます。）の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いしません。
※3 保険期間が32日以上の「契約タイプ」にセットされています。

安心の 4つのサービス

旅行先で突然のアクシデントに見舞われてしまった場合に、安心のサービスで、お客さまの快適なご旅行をサポートします。

AD海外あんしんダイヤル

旅行先で突然のアクシデントに見舞われてしまった場合に、お電話で、さまざまなご相談を24時間・年中無休・日本語で、お受けします。

1 相談・紹介サービス

保険事故のご報告や、最寄りの病院・日本語が通じる病院を知りたいときなどに、ご連絡ください。また、保険事故にあわれたお客さまをサポートする現地アシスタンス会社・クレームエージェント（事故処理会社）のご紹介も行います。

2 キャッシュレス・メディカルサービス

海外旅行中にケガや病気のため病院で治療が必要な場合に、ご連絡いただくことで、お客さまご自身で治療費を支払うことなく治療を受けられる病院を手配するサービスです。治療費は保険金として当社から病院へ直接お支払いします。

（注）病院によっては利用いただけない場合があります。また、保険証券等をお持ちでない場合や保険金お支払いの対象とならない場合などサービスを利用いただけないことがあります。

当社のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）にキャッシュレス・メディカルサービス提携病院一覧を掲載していますので、あわせてご利用ください。

3 緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行先でのケガ、病気によって、病院や日本への緊急移送が必要なときなどに、お電話にて24時間・年中無休・日本語で、対応いたします。

4 携行品リペア・サービス

「携行品損害補償特約」をセットされたお客さまの海外旅行中に保険事故で破損したスーツケースの修理代金を、当社が保険金として修理業者へ直接お支払いするサービスです。スーツケースの引取りから修理、納品までを当社の指定修理業者が行います。

（注）帰国後に日本国内で利用いただくサービスです。海外滞在中など旅行中にはご利用できません。

ご利用上のご注意（AD海外あんしんダイヤル）

- 日本センターへ日本国内からおかけになる場合には「0120-853-024」（無料ダイヤル※）となります。
  ※無料ダイヤルにつながらない場合は、「050-3820-6919」におかけください（この場合の通話料はお客さま負担となりますのでご了承ください。）。
- ご契約内容に基づき保険金お支払いの対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスの対象とはなりません。
- サービスに伴って発生した治療費・移送費等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、その超過部分（アシスタンス会社の手数料を含みます。）については、お客さまのご負担となります。保険金お支払いの対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス会社にお支払いいただいたうえで、はじめてサービスを提供させていただきます。あらかじめご了承ください。
- サービス提供後に保険金お支払いの対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまのご負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス会社に見込み額・手数料をお支払いいただいたうえでサービスを続けさせていただきます。
- 一部地域では、サービスのご提供ができない場合やサービス開始までにお時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
- サービスの内容は、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▶AD海外あんしんダイヤルのサービスの詳細、お電話でのご連絡先は、ご契約時にお渡しする「海外旅行保険のご案内」をご確認ください。

② 補償内容のご説明——①

海外旅行保険の各種特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。
詳しくは、「海外旅行保険のご案内〈ご契約のしおり（普通保険約款・特約）〉」等をご確認ください。

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
（注）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

他の保険契約等がある場合の取扱いについて

他の保険契約等がある場合、特約によりお支払いする保険金の取扱いが異なります。特約名の後に A B がある場合、次のとおりとなります。

お支払いする保険金の額

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、支払限度額(*2)（A の場合）または損害の額もしくは費用の額(*3)（B の場合）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。
・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)
・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(*2)（A の場合）、または損害の額もしくは費用の額(*3)（B の場合）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。
(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(*2) この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。
(*3) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。
・A の場合、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

主な補償内容

- 被保険者（補償の対象となる方）が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガや病気等に対して保険金をお支払いします。
- 海外旅行とは、保険証券等に記載した海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
- 責任期間とは、保険期間中かつ海外旅行中をいいます。
- 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- 戦争等の事変による損害等のうち、テロ行為によって被った損害等に関しては、すべてのご契約に自動セットされる「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金のお支払いの対象となります。
- 保険の引受け、保険金のお支払いまたはその他の利益の提供を行うことにより、当社が次の制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある場合は、いかなる場合も、保険の引受け、保険金のお支払いまたはその他の利益の提供を行いません。
  ①国際連合の決議に基づく制裁、禁止、規制または制限　②欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁、禁止、規制または制限　③上記①または②以外の制裁、禁止、規制または制限
- 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※マークの用語のご説明については、P.7をご確認ください。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金支払特約	傷害死亡保険金	海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ●お支払いする保険金の額 傷害死亡保険金額の全額 （注1）保険金をお支払いする原因となったケガにより傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。 （注2）P.7の「危険な運動等」を行っている間のケガについては、保険金が削減される場合があります。	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥当社が保険金を支払うべきケガの治療※1以外の外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑧核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑨上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染 ⑩乗用具を用いて競技等をしている間 ⑪旅行開始前または終了後に被ったケガ　など
傷害後遺障害保険金支払特約	傷害後遺障害保険金	海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ●お支払いする保険金の額 傷害後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注1）保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。 （注2）P.7の「危険な運動等」を行っている間のケガについては、保険金が削減される場合があります。	①上記の「傷害死亡保険金」と同じ ②むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 など
疾病死亡保険金支払特約（感染症範囲変更型）	疾病死亡保険金	次のいずれかに該当した場合 ①責任期間中に病気により死亡した場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。）により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ③責任期間中に感染した感染症※3によって、責任期間が終了してからその日を含めて30日以内に死亡した場合 （注）上記②については、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療※1を開始し、かつ、その後も引き続き治療※1を受けていた場合に限ります。	次のいずれかによる病気については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥被保険者が被ったケガに起因する病気 ⑦妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ⑧歯科疾病　など

※マークの用語のご説明については、P.7をご確認ください。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡保険金支払特約（感染症範囲変更型）	疾病死亡保険金	●お支払いする保険金の額 疾病死亡保険金額の全額 （注）山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）を行っている間に発病した高山病については、保険金が削減される場合があります。	
治療・救援費用補償（感染症範囲変更型）特約 B（補償重複）	治療・救援費用保険金	●傷害治療費用部分 責任期間中のケガのため、治療※1を受け、被保険者が治療費用を負担した場合 ●疾病治療費用部分 次のいずれかに該当し、被保険者が治療費用を負担した場合 ①責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。）のため、責任期間終了後72時間以内に治療※1を開始した場合 ②責任期間中に感染した感染症※3により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に治療※1を開始した場合 ●救援費用部分 次のいずれかに該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が捜索救助費用などを負担した場合 ①責任期間中のケガまたは自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②責任期間中に被ったケガの治療※1のため、3日以上続けて入院した場合 ③責任期間中に病気、妊娠、出産、早産または流産により死亡した場合 ④責任期間中に発病した病気のため、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療※1を開始し、かつ、その後も引き続き治療※1を受けていた場合に限ります。 ⑤責任期間中に発病した病気の治療※1のため、3日以上続けて入院した場合。ただし、責任期間中に治療※1を開始していた場合に限ります。 ⑥責任期間中に被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）中に遭難した場合 ⑦責任期間中の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ●お支払いする保険金の額 ●傷害治療費用部分・疾病治療費用部分 治療費用の額 被保険者が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、ケガのときは事故の発生の日、病気のときは初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 ①医師、病院に支払った診察・入院関係費用（緊急移送費、移転費、医師の指示により静養する場合の宿泊施設の客室料(*)を含みます。） ②治療※1のために必要な通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のため必要となった次の費用。ただし、1回のケガ、病気につき20万円が限度となります。 ア. 国際電話料等通信費 イ. 身の回り品購入費（5万円が限度となります。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(*) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令により公の機関より消毒を命じられた消毒費用 (*) 払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。 （注1）カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）に関する治療費用は対象外となります。 （注2）1回のケガ、病気につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。 （注3）P.7の「危険な運動等」を行っている間のケガや山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）を行っている間に発病した高山病については、保険金が削減される場合があります。 ●救援費用部分 救援費用の額 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ①捜索救助費用 ②現地へ赴く交通費（救援者3名分・1往復分限度） ③宿泊料（救援者3名分・1名につき14日分限度） ④救援者の渡航手続費ならびに救援者または被保険者が現地で支出した交通費、身の回り品購入費、国際電話料等通信費。ただし、合計で20万円が限度となります。 ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分でお支払いする金額は差し引きます。） ⑥遺体処理費用。ただし、100万円が限度となります。 （注1）1回のケガ、病気、事故につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。 （注2）P.7の「危険な運動等」を行っている間のケガ、病気、事故については、保険金が削減される場合があります。	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ●傷害治療費用部分 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④当社が保険金を支払うべきケガの治療※1以外の外科的手術その他の医療処置 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨乗用具を用いて競技等をしている間 ⑩旅行開始前、終了後に被ったケガ　など ●疾病治療費用部分 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑧妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ⑨歯科疾病 ⑩旅行開始前に発病した病気（既往症）　など ●救援費用部分 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失(*) ②被保険者の闘争行為、自殺行為(*)または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑧旅行開始前、終了後に被ったケガまたは旅行開始前に発病した病気（既往症）による入院 ⑨妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病による入院　など (*) 自殺行為により死亡した場合には保険金をお支払いします。

② 補償内容のご説明——②

※マークの用語のご説明については、P.7をご確認ください。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病に関する応急治療・救援費用補償特約 B	疾病に関する応急治療・救援費用に係る治療・救援費用保険金 補償重複	責任期間開始前に発病し治療※1を受けたことのある病気を原因として、責任期間中に病気の症状の急激な悪化により治療※1を受け、「治療・救援費用補償（感染症範囲変更型）特約」の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合 ●お支払いする保険金の額 「治療・救援費用補償（感染症範囲変更型）特約」の疾病治療費用部分および救援費用部分に同じ。ただし、責任期間中の初診の日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居に帰着するまでに必要な費用に限ります。 （注1）責任期間開始前に発病した1つの病気につき、治療・救援費用保険金額が300万円以上の場合は300万円、300万円未満の場合は治療・救援費用保険金額と同額が限度となります。 （注2）次の費用については、保険金お支払いの対象外となります。 ・責任期間中も支払うことを予定していた透析、人工呼吸器、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他の器具などの継続的な使用に関わる費用またはインスリン注射等の継続的な使用に関わる費用 ・温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等に関わる費用および日本国外における臓器移植等と同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置に関わる費用 ・不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用	「治療・救援費用補償（感染症範囲変更型）特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次のいずれかに該当する場合も保険金をお支払いできません。 ①責任期間終了後に治療※1を開始した場合 ②責任期間開始前に発病した病気の治療※1または症状の緩和を目的とする海外旅行の場合 ③責任期間開始前に旅行先の病院または診療所で治療※1を受けることが決定していた場合 など
賠償責任危険補償特約 B	賠償責任危険保険金 補償重複	被保険者が、海外旅行中に偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊（紛失および盗難を含みます。）について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 （注1）他人の財物には、次のものを含みます。 ア．レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品 イ．宿泊施設の客室および客室内の動産（セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。） ウ．被保険者が滞在する居住施設内の部屋および部屋内の動産（ただし、建物やマンションの戸室全体を賃借している場合を含みません。） （注2）被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督義務者を被保険者とします。ただし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の海外旅行中の行為により他人に加えた身体の障害または財物の損壊について、親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 ●お支払いする保険金の額 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額（＊）（0円） （＊）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 （注1）1事故につき、賠償責任危険保険金額が限度となります。 （注2）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。 （注3）被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。	（1）次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ③核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ④上記③以外の放射線照射または放射能汚染 （2）次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②航空機、船舶（原動力が専ら人力であるもの、ヨット、水上オートバイを含みません。）、車両（原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを含みません。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③他人から借りたり預かった財物のうち「保険金をお支払いする場合」の他人の財物に該当しない財物の損壊に起因する損害賠償責任 ④親族に対する損害賠償責任 など
携行品損害補償特約 B	携行品損害保険金 補償重複	海外旅行中に偶然な事故により、被保険者の携行品（被保険者が携行している身の回り品で被保険者所有の物および海外旅行開始前に他人から無償で借りた物）に損害が発生した場合 〈補償対象とならない携行品〉 ①通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。 ②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、自動車または原動機付自転車の運転免許証やパスポートについては補償対象となります。 ③稿本（本などの原稿）、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物 ④船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

※マークの用語のご説明については、P.7をご確認ください。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約 B	携行品損害保険金 補償重複	⑤被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます。）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具やサーフィン等を行うための用具 ⑥義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器 ⑨データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 など ●お支払いする保険金の額 損害の額 － 免責金額（＊）（0円） （＊）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 （注1）保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難および航空会社等寄託手荷物不着等による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 （注2）損害の額は、修理費用または保険価額※4を基準に決定します。なお、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に発給申請を行う最寄りの在外公館所在地での再取得費用（交通費、宿泊費を含みます。）を損害の額とします。 （注3）損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額※4が限度となります。 （注4）上記の損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）が限度となります。 （注5）携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。	③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置、空港等の安全確認検査での手荷物の錠の破壊を含みません。 ⑦保険の対象の欠陥 ⑧保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑨保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって保険の対象ごとにその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑩偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑪保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に発生した損害を含みません。 ⑫保険の対象の置き忘れ・紛失 など （注）保険の対象とは、補償の対象となる携行品をいいます。
旅行中の事故による緊急費用補償特約 A	旅行中事故緊急費用保険金 補償重複	責任期間中に発生した予期せぬ偶然な事故（＊）がもとで、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合 （＊）公の機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社（ツアーオペレーターを含みます。）により、その発生が証明されるものに限ります。 ●お支払いする保険金の額 旅行中事故緊急費用の額 被保険者が余儀なく負担した次の費用（＊）のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ①交通費 ②ホテル等客室料 ③食事代。ただし、次のいずれかにより出発地または乗継地において代替となる航空機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限ります。 ア．次のいずれかの事由により、出発予定時刻（着陸地変更の場合には着陸した時刻）から6時間以内に代替となる航空機を利用できない場合 ・被保険者が搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ・被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更 イ．被保険者が搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から出発する被保険者が搭乗する予定の航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥被保険者が渡航先において提供を受けることを予定していた旅行サービスの取消料等 ⑦身の回り品購入費。ただし、被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が目的地において負担した費用で、かつ、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。 （＊）払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。 （注1）上記①～⑥の費用については保険期間を通じ、各費用を合算して旅行中事故緊急費用保険金額が限度となります（ただし、上記③については旅行中事故緊急費用保険金額の10%限度）。 （注2）上記⑦の費用については保険期間を通じ、旅行中事故緊急費用保険金額の2倍の額が限度となります。	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨旅行開始前または終了後に発生した事故 ⑩妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気 ⑪歯科疾病 ⑫運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ⑬P.7の「危険な運動等」を行っている間のケガ など
航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 B	寄託手荷物遅延等費用保険金 補償重複	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が目的地において衣類、生活必需品等を購入またはレンタルし、その費用を負担した場合 ●お支払いする保険金の額 身の回り品購入費用の額 目的地への到着後、96時間以内で、かつ、寄託手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担した次の費用の金額をいいます。 ①衣類の購入・レンタル費用（下着、寝間着など必要不可欠な衣類） ②生活必需品の購入・レンタル費用 ③上記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品の購入・レンタル費用 （注）1回の寄託手荷物の遅延につき、10万円が限度となります。	次のいずれかによって発生した費用については、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ③核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ④上記③以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

② 補償内容のご説明——③

※マークの用語のご説明については、下記をご確認ください。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
航空機遅延費用等補償特約 B	出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金 補償重複	次のいずれかにより、出発予定時刻(着陸地変更の場合には着陸した時刻)から6時間以内に代替となる航空機を利用できない場合に被保険者が宿泊費などを負担したとき ①被保険者が搭乗する予定であった航空機について、出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休または航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ②被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更 ●お支払いする保険金の額 出発遅延費用等の額 被保険者が負担した次の費用(*)のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ①出発地において、その航空機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、交通費(ホテル等への移動に要する交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用)、国際電話料等の通信費 ②被保険者が目的地において提供を受けることを予定していた旅行サービスの取消料等 (*)払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は、費用の額から差し引きます。 (注)1回の出発遅延、欠航・運休・搭乗不能・着陸地変更につき、2万円が限度となります。	次のいずれかによって発生した費用については、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ③核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ④上記③以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
	乗継遅延費用保険金 補償重複	被保険者の搭乗した航空機の遅延等によって、乗継地から出発する被保険者が搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替となる航空機を利用できない場合に被保険者が宿泊費などを負担したとき ●お支払いする保険金の額 乗継遅延費用の額 被保険者が負担した次の費用(*)のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ①乗継地において、その出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、交通費(ホテル等への移動に要する交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用)、国際電話料等の通信費 ②被保険者が目的地において提供を受けることを予定していた旅行サービスの取消料等 (*)払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は、費用の額から差し引きます。 (注)1回の到着機の遅延につき、2万円が限度となります。	上記の「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」と同じ

一時帰国中補償特約 すべてのご契約に自動セットされます。ただし、旅行先に「日本」を含む場合および「数次海外旅行者に関する特約」をセットする場合を除きます。	保険期間の途中で、被保険者が一時的に帰国する場合には、帰国当日および次に掲げる期間も旅行行程中とみなしてこの保険契約にもとづく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任危険保険金に限ります。)をお支払いします。 ● 被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間 ● 被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して90日間
数次海外旅行者に関する特約	被保険者が保険期間中に2回以上の海外旅行を行う場合にも、そのすべての海外旅行に対して、この保険契約に基づいて保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても旅行行程中以外の期間については保険責任を負いません。

用語のご説明

※1 治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
※2 医学的他覚所見のないものとは、被保険者が目覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
※3 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症および指定感染症(*)をいいます。
(*)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
※4 保険価額とは、再調達価額(*1)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(*2)を差し引いた額をいいます(*3)。
(*1)損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
(*2)保険の対象が現に使用されている場合で十分な維持・保守管理がされているときは、再取得するのに必要な金額の50%を限度とし、使用されていない場合や十分な維持・保守管理がされていない場合は、再取得するのに必要な金額の90%を限度とします。
(*3)保険の対象が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(こっとう)、彫刻物等美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

危険な運動等

①山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。) ②リュージュ ③ボブスレー ④スケルトン ⑤航空機(グライダーおよび飛行船を含みません。)操縦(職務として操縦する場合を含みません。) ⑥スカイダイビング ⑦ハンググライダー搭乗 ⑧超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトララライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機を含みません。)搭乗 ⑨ジャイロプレーン搭乗 ⑩その他①から⑨までに類する危険な運動

「家族旅行特約」をセットした場合

次の取扱いになります。詳細は「海外旅行保険のご案内〈ご契約のしおり(普通保険約款・特約)〉」等をご確認ください。

1. 賠償責任危険、携行品損害、航空機寄託手荷物遅延等費用は、家族単位で1つの保険金額を共有します。保険契約締結時に被保険者が、裏表紙の「1.(2)被保険者の範囲」に記載の範囲にあたらなかった場合の取扱いは特約をご確認ください。
2. 治療・救援費用保険金の救援費用部分の支払範囲の拡充(主なもの)
   (1)保険金をお支払いする場合
   被保険者が責任期間中に入院した場合の条件を次のとおり読み替えます。ただし、一部の費用には適用しません。
   • 被ったケガの治療のために入院した場合
   • 発病し、かつ、治療を開始した病気治療のために入院した場合
   (2)お支払いする保険金の額
   保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した費用のうち、渡航手続費用等や当初の旅行行程離脱後に当初の旅行行程へ復帰や直接帰国するための費用について次のとおり拡充します。
   • 渡航手続費、現地での諸雑費(*1)、被保険者の現地での諸雑費について合計で40万円までに金額を拡充
   • 旅行行程離脱後、付添者(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料(14日分まで)を追加(*2)
   (*1)入院の場合は、継続して3日以上入院したときに限りお支払いします。
   (*2)払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分でお支払いする金額を差し引いてお支払いします。
3. 責任期間の自動延長
   被保険者が特約の所定の条件に該当したことにより最終目的地への到着が遅延した場合には、7日間を限度にその事由により到着が通常遅延すると認められる期間、保険責任期間を延長します。

③ 契約タイプ一覧(保険料表)——①

ご契約にあたってのご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。
   保険期間は旅行開始日から数えます(初日算入)。 【例】1月1日から1月6日までの旅行➡保険期間:[6日以内]
   次のような保険期間の設定はできませんので、ご注意ください。
   • 保険期間が、「旅行期間」と異なる場合 • 帰国予定がない、または明確でない場合 • 保険期間延長時の保険期間終了日が「帰国予定日」と異なる場合 など
   (注)旅行出発後、旅行日程の変更などで保険期間の延長を希望する場合の手続きについては、「海外旅行保険のご案内〈ご契約のしおり(普通保険約款・特約)〉」をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問合わせください。
2. 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等」(*)と合計して、1,000万円(主要旅行目的が、留学・駐在・学校旅行の場合は3,000万円)が上限となりますのでご注意ください。★マークのついたプランは次のいずれかに該当する場合、ご契約できません。
   ①被保険者が保険期間の開始時点で満15才未満の場合 ②保険契約者と被保険者が異なるご契約において、その被保険者の同意が確認できない場合
   (*)「他の保険契約等」とは、保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

「契約タイプ」ご契約にあたってのご注意

1. 「個人プラン(P.8)」は、被保険者1名でご契約する場合に、「ファミリープラン(P.9〜10)」はご家族一緒に1契約でご契約する場合にお選びいただけます。
2. 保険期間開始時に満70才以上の方は、3か月以上の保険期間のご契約はできません。詳細は、取扱代理店または当社までお問合わせください。

●個人プラン

被保険者が満15才未満の場合、契約タイプ「6GA」・「4GA」は、ご加入いただけません。また、「3GA」・「2GA」・「YGA」は、主要旅行目的が、観光等(留学・駐在・学校旅行以外)の場合、ご加入いただけません。

【保険期間1日〜31日】

契約タイプ		ベーシックプラン						疾病死亡なしプラン	
		6GA ★	4GA ★	3GA ★	2GA ★	1GA	WGA	YGA ★	XGA
保険金額	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	3,000万円	−
	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1億円
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	−	−
	賠償責任(免責金額1事故0円)	1億円						1億円	
	携行品損害(免責金額1事故0円)※	60万円	60万円	50万円	50万円	40万円	40万円	50万円	40万円
	旅行中事故緊急費用	5万円						5万円	
	疾病応急治療・救援費用	300万円						300万円	
保険料	保険期間	6GA	4GA	3GA	2GA	1GA	WGA	YGA	XGA
	1日以内	6,730円	4,850円	3,990円	3,200円	2,300円	2,240円	2,790円	1,740円
	2日以内	7,780円	5,680円	4,690円	3,860円	2,860円	2,850円	3,490円	2,340円
	3日以内	8,460円	6,350円	5,310円	4,460円	3,410円	3,420円	4,080円	2,920円
	4日以内	9,260円	7,090円	5,980円	5,100円	3,970円	4,000円	4,720円	3,520円
	5日以内	10,370円	8,030円	6,800円	5,840円	4,590円	4,630円	5,420円	4,130円
	6日以内	11,420円	8,920円	7,580円	6,560円	5,210円	5,290円	6,140円	4,760円
	7日以内	12,300円	9,680円	8,260円	7,200円	5,770円	5,870円	6,790円	5,350円
	8日以内	14,950円	12,170円	10,550円	9,420円	7,780円	7,980円	9,020円	7,530円
	9日以内	17,580円	14,650円	12,830円	11,620円	9,780円	10,050円	11,210円	9,670円
	10日以内	20,240円	17,150円	15,140円	13,850円	11,800円	12,180円	13,460円	11,870円
	11日以内	23,000円	19,700円	17,490円	16,120円	13,850円	14,320円	15,750円	14,070円
	12日以内	25,560円	22,160円	19,760円	18,330円	15,870円	16,410円	17,960円	16,260円
	13日以内	28,260円	24,690円	22,100円	20,590円	17,910円	18,550円	20,210円	18,470円
	14日以内	30,780円	27,060円	24,280円	22,690円	19,810円	20,540円	22,330円	20,520円
	15日以内	33,420円	29,540円	26,560円	24,900円	21,830円	22,660円	24,550円	22,710円
	17日以内	35,540円	31,480円	28,290円	26,570円	23,310円	24,190円	26,250円	24,270円
	19日以内	38,600円	34,240円	30,740円	28,930円	25,390円	26,370円	28,670円	26,480円
	21日以内	41,600円	36,990円	33,200円	31,310円	27,490円	28,550円	31,100円	28,710円
	23日以内	44,490円	39,640円	35,550円	33,560円	29,450円	30,580円	33,330円	30,760円
	25日以内	47,620円	42,420円	38,000円	35,900円	31,500円	32,710円	35,720円	32,900円
	27日以内	50,460円	45,070円	40,380円	38,210円	33,520円	34,810円	38,040円	35,040円
	29日以内	53,520円	47,830円	42,840円	40,550円	35,570円	36,920円	40,380円	37,170円
	31日以内	56,460円	50,470円	45,180円	42,800円	37,540円	38,990円	42,660円	39,260円

被保険者が満15才未満の場合、契約タイプ「6JA」・「4JA」は、ご加入いただけません。また、「3JA」・「2JA」・「YJA」は、主要旅行目的が、観光等(留学・駐在・学校旅行以外)の場合、ご加入いただけません。

【保険期間32日〜1年】

契約タイプ		ベーシックプラン						疾病死亡なしプラン	
		6JA ★	4JA ★	3JA ★	2JA ★	1JA	WJA	YJA ★	XJA
保険金額	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	3,000万円	−
	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	1億円
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	−	−
	賠償責任(免責金額1事故0円)	1億円						1億円	
	携行品損害(免責金額1事故0円)※	60万円	60万円	50万円	50万円	40万円	40万円	50万円	40万円
	航空機寄託手荷物遅延等費用	10万円						10万円	
	航空機遅延費用等	2万円						2万円	
保険料	保険期間	6JA	4JA	3JA	2JA	1JA	WJA	YJA	XJA
	34日以内	54,560円	48,210円	42,710円	40,110円	34,580円	36,160円	39,890円	36,550円
	39日以内	61,340円	54,330円	48,440円	45,460円	39,440円	41,320円	45,110円	41,920円
	46日以内	71,230円	63,160円	56,700円	53,130円	46,380円	48,670円	52,590円	49,550円
	53日以内	83,250円	73,770円	66,550円	62,290円	54,660円	57,470円	61,600円	58,660円
	2か月以内	97,110円	86,160円	78,090円	73,040円	64,380円	67,750円	72,120円	69,340円
	3か月以内	132,840円	118,270円	108,010円	100,980円	89,600円	94,420円	99,460円	97,050円
	4か月以内	189,000円	168,590円	154,810円	144,670円	129,060円	136,200円	142,300円	140,430円
	5か月以内	245,140円	218,950円	201,700円	188,410円	168,530円	177,980円	185,110円	183,780円
	6か月以内	300,060円	268,220円	247,550円	231,270円	207,290円	219,020円	227,210円	226,440円
	7か月以内	355,360円	317,870円	293,780円	274,370円	246,150円	260,100円	269,300円	269,080円
	8か月以内	411,320円	368,050円	340,470円	317,990円	285,570円	301,860円	312,120円	312,450円
	9か月以内	467,600円	418,540円	387,470円	361,820円	325,110円	343,680円	354,950円	355,850円
	10か月以内	523,590円	468,800円	434,270円	405,510円	364,560円	385,420円	397,730円	399,200円
	11か月以内	579,680円	519,110円	481,090円	449,210円	404,000円	427,150円	440,530円	442,530円
	1年以内	635,650円	569,360円	527,860円	492,880円	443,450円	468,900円	483,310円	485,890円

※携行品損害の保険金額が30万円を超える場合には、携行品盗難等限度額は30万円となります。

■「保険期間32日〜1年」の契約タイプには、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」(保険金額 300万円)がセットされていません。
■「戦争危険等免責に関する一部修正特約」および「制裁等に関する特約」がセットされています。
■「一時帰国中補償特約」がセットされています(「数次海外旅行者に関する特約」をセットする場合および主要旅行先が「日本」の場合を除きます。)。

3 契約タイプ一覧（保険料表）――②

ファミリープランとは？

1. 「ファミリープラン※1」とは、ご家族でのご旅行の場合※2に、同行ご家族を一緒に1契約でお引受けできるプランです。
※1 家族旅行特約がセットされています。
※2 ご家族全員が、同一の旅行行程（海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで）である※3場合に限ります。
※3 「別居の未婚の子」や「単身赴任の配偶者」が実家で集合・解散される場合には、同一の旅行行程とみなします。このときの保険期間は「実家を出発する日～実家に帰着する日」とします。

2. 被保険者の範囲は、次のとおりです。
●本人　●本人の配偶者※1
●本人またはその配偶者の同居の親族※2・別居の未婚の子
※1 新婚旅行後に、本人と婚姻の届出を予定している方を含みます。
※2 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注）「本人」の決め方によって、お引受けできる家族の範囲が変わってきますのでご注意ください。

例　右図の家族全員の旅行行程（海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで）が同じ場合、「父」または「母」を本人として指定すると、全員をお引受けできます。

3. 次の補償項目は、ご家族で保険金額を共有します。この場合、ご家族全員で、保険証券記載の保険金額がお支払いの限度となります。（次の補償項目以外は、ご家族の方それぞれで保険金額を設定してください。）

航空機寄託手荷物遅延等費用
賠償責任危険　携行品損害

ファミリープラン

契約タイプ「3F（3FA）」・「2F（2FA）」は、主要旅行目的が観光等（留学・駐在・学校旅行以外）の場合、ご加入いただけません。

【保険期間 1日～31日】

契約タイプ		被保険者2人				被保険者3人			
		3F（3FA）	2F（2FA）	1F（1FA）	XF（XFA）	3F（3FA）	2F（2FA）	1F（1FA）	XF（XFA）
保険金額	傷害死亡（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－
	傷害後遺障害（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1億円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1億円
	疾病死亡（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－
	賠償責任（1家族につき）（免責金額1事故0円）	1億円				1億円			
	携行品損害（1家族につき）（免責金額1事故0円）※	100万円	80万円	60万円	80万円	100万円	80万円	60万円	80万円
	旅行中事故緊急費用（1人につき）	5万円				5万円			
	疾病応急治療・救援費用（1人につき）	300万円				300万円			
保険料	保険期間	3F（3FA）	2F（2FA）	1F（1FA）	XF（XFA）	3F（3FA）	2F（2FA）	1F（1FA）	XF（XFA）
	1日以内	7,960円	6,180円	4,380円	3,460円	11,410円	8,840円	6,240円	4,760円
	2日以内	9,350円	7,420円	5,430円	4,660円	13,320円	10,560円	7,710円	6,420円
	3日以内	10,600円	8,560円	6,460円	5,820円	15,020円	12,130円	9,150円	8,020円
	4日以内	11,930円	9,760円	7,520円	7,020円	16,850円	13,800円	10,640円	9,690円
	5日以内	13,590円	11,170円	8,670円	8,250円	19,100円	15,720円	12,220円	11,340円
	6日以内	15,160円	12,540円	9,840円	9,520円	21,240円	17,600円	13,840円	13,070円
	7日以内	16,510円	13,740円	10,870円	10,680円	23,090円	19,260円	15,280円	14,670円
	8日以内	21,090円	17,970円	14,690円	15,050円	29,430円	25,180円	20,690円	20,800円
	9日以内	25,670円	22,170円	18,480円	19,330円	35,770円	31,060円	26,060円	26,800円
	10日以内	30,280円	26,420円	22,310円	23,740円	42,160円	37,010円	31,490円	32,990円
	11日以内	34,990円	30,750円	26,220円	28,150円	48,690円	43,080円	37,030円	39,180円
	12日以内	39,540円	34,980円	30,050円	32,540円	54,990円	49,000円	42,460円	45,340円
	13日以内	44,200円	39,260円	33,910円	36,940円	61,450円	55,000円	47,930円	51,520円
	14日以内	48,560円	43,250円	37,500円	41,050円	67,460円	60,560円	53,000円	57,260円
	15日以内	53,150円	47,480円	41,320円	45,420円	73,810円	66,480円	58,410円	63,390円
	17日以内	56,610円	50,590円	44,050円	48,550円	78,400円	70,660円	62,140円	67,600円
	19日以内	61,530円	54,990円	47,880円	52,990円	84,920円	76,570円	67,370円	73,570円
	21日以内	66,450円	59,400円	51,750円	57,460円	91,430円	82,490円	72,650円	79,580円
	23日以内	71,160円	63,570円	55,340円	61,570円	97,640円	88,060円	77,520円	85,060円
	25日以内	76,060円	67,900円	59,080円	65,840円	104,110円	93,850円	82,600円	90,760円
	27日以内	80,830円	72,180円	62,790円	70,140円	110,380円	99,560円	87,630円	96,500円
	29日以内	85,740円	76,510円	66,540円	74,390円	116,900円	105,380円	92,750円	102,200円
	31日以内	90,430円	80,710円	70,170円	78,570円	123,150円	111,050円	97,720円	107,840円

契約タイプ「3H（3HA）」・「2H（2HA）」は、主要旅行目的が観光等（留学・駐在・学校旅行以外）の場合、ご加入いただけません。

【保険期間 32日～1年】

契約タイプ		被保険者2人				被保険者3人			
		3H（3HA）	2H（2HA）	1H（1HA）	XH（XHA）	3H（3HA）	2H（2HA）	1H（1HA）	XH（XHA）
保険金額	傷害死亡（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－
	傷害後遺障害（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1億円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1億円
	疾病死亡（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－
	賠償責任（1家族につき）（免責金額1事故0円）	1億円				1億円			
	携行品損害（1家族につき）（免責金額1事故0円）※	100万円	80万円	60万円	80万円	100万円	80万円	60万円	80万円
	航空機寄託手荷物遅延等費用（1家族につき）	10万円				10万円			
	航空機遅延費用等（1人につき）	2万円				2万円			
保険料	保険期間	3H（3HA）	2H（2HA）	1H（1HA）	XH（XHA）	3H（3HA）	2H（2HA）	1H（1HA）	XH（XHA）
	34日以内	85,290円	75,110円	64,020円	72,950円	115,280円	102,500円	88,360円	99,260円
	39日以内	96,770円	85,790円	73,740円	83,710円	132,390円	118,430円	102,860円	115,310円
	46日以内	113,260円	101,070円	87,540円	98,930円	157,020円	141,260円	123,490円	138,050円
	53日以内	132,960円	119,350円	104,080円	117,170円	186,440円	168,570円	148,210円	165,300円
	2か月以内	156,030円	140,700円	123,350円	138,500円	220,670円	200,290円	176,880円	196,990円
	3か月以内	215,870円	196,050円	173,280円	193,930円	309,050円	282,200円	250,920円	279,020円
	4か月以内	309,470円	282,610円	251,360円	280,670円	447,290円	410,290円	366,700円	407,380円
	5か月以内	403,250円	369,270円	329,480円	367,370円	585,800円	538,530円	482,540円	535,680円
	6か月以内	494,920円	454,160円	406,170円	452,660円	721,190円	664,150円	596,260円	661,900円
	7か月以内	587,380円	539,560円	483,080円	537,940円	857,760円	790,530円	710,310円	788,100円
	8か月以内	680,730円	625,960円	561,090円	624,660円	995,640円	918,390円	825,990円	916,440円
	9か月以内	774,750円	712,820円	639,350円	711,460円	1,134,500円	1,046,920円	942,030円	1,044,880円
	10か月以内	868,330円	799,360円	717,410円	798,140円	1,272,720円	1,174,990円	1,057,790円	1,173,160円
	11か月以内	961,940円	885,920円	795,470円	884,800円	1,410,990円	1,303,090円	1,173,550円	1,301,410円
	1年以内	1,055,520円	972,470円	873,560円	971,530円	1,549,180円	1,431,150円	1,289,330円	1,429,740円

※携行品損害の保険金額が30万円を超える場合には、携行品盗難等限度額は30万円となります。

契約タイプ「3F（3FA）」・「2F（2FA）」は、主要旅行目的が観光等（留学・駐在・学校旅行以外）の場合、ご加入いただけません。

【保険期間 1日～31日】

契約タイプ		被保険者4人				被保険者5人			
		3F（3FA）	2F（2FA）	1F（1FA）	XF（XFA）	3F（3FA）	2F（2FA）	1F（1FA）	XF（XFA）
保険金額	傷害死亡（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－
	傷害後遺障害（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1億円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1億円
	疾病死亡（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－
	賠償責任（1家族につき）（免責金額1事故0円）	1億円				1億円			
	携行品損害（1家族につき）（免責金額1事故0円）※	100万円	80万円	60万円	80万円	100万円	80万円	60万円	80万円
	旅行中事故緊急費用（1人につき）	5万円				5万円			
	疾病応急治療・救援費用（1人につき）	300万円				300万円			
保険料	保険期間	3F（3FA）	2F（2FA）	1F（1FA）	XF（XFA）	3F（3FA）	2F（2FA）	1F（1FA）	XF（XFA）
	1日以内	14,860円	11,500円	8,100円	6,060円	18,310円	14,160円	9,960円	7,360円
	2日以内	17,290円	13,700円	9,990円	8,180円	21,260円	16,840円	12,270円	9,940円
	3日以内	19,440円	15,700円	11,840円	10,220円	23,860円	19,270円	14,530円	12,420円
	4日以内	21,770円	17,840円	13,760円	12,360円	26,690円	21,880円	16,880円	15,030円
	5日以内	24,610円	20,270円	15,770円	14,430円	30,120円	24,820円	19,320円	17,520円
	6日以内	27,320円	22,660円	17,840円	16,620円	33,400円	27,720円	21,840円	20,170円
	7日以内	29,670円	24,780円	19,690円	18,660円	36,250円	30,300円	24,100円	22,650円
	8日以内	37,770円	32,390円	26,690円	26,550円	46,110円	39,600円	32,690円	32,300円
	9日以内	45,870円	39,950円	33,640円	34,270円	55,970円	48,840円	41,220円	41,740円
	10日以内	54,040円	47,600円	40,670円	42,240円	65,920円	58,190円	49,850円	51,490円
	11日以内	62,390円	55,410円	47,840円	50,210円	76,090円	67,740円	58,650円	61,240円
	12日以内	70,440円	63,020円	54,870円	58,140円	85,890円	77,040円	67,280円	70,940円
	13日以内	78,700円	70,740円	61,950円	66,100円	95,950円	86,480円	75,970円	80,680円
	14日以内	86,360円	77,870円	68,500円	73,470円	105,260円	95,180円	84,000円	89,680円
	15日以内	94,470円	85,480円	75,500円	81,360円	115,130円	104,480円	92,590円	99,330円
	17日以内	100,190円	90,730円	80,230円	86,650円	121,980円	110,800円	98,320円	105,700円
	19日以内	108,310円	98,150円	86,860円	94,150円	131,700円	119,730円	106,350円	114,730円
	21日以内	116,410円	105,580円	93,550円	101,700円	141,390円	128,670円	114,450円	123,820円
	23日以内	124,120円	112,550円	99,700円	108,550円	150,600円	137,040円	121,880円	132,040円
	25日以内	132,160円	119,800円	106,120円	115,680円	160,210円	145,750円	129,640円	140,600円
	27日以内	139,930円	126,940円	112,470円	122,860円	169,480円	154,320円	137,310円	149,220円
	29日以内	148,060円	134,250円	118,960円	130,010円	179,220円	163,120円	145,170円	157,820円
	31日以内	155,870円	141,390円	125,270円	137,110円	188,590円	171,730円	152,820円	166,380円

契約タイプ「3H（3HA）」・「2H（2HA）」は、主要旅行目的が観光等（留学・駐在・学校旅行以外）の場合、ご加入いただけません。

【保険期間 32日～1年】

契約タイプ		被保険者4人				被保険者5人			
		3H（3HA）	2H（2HA）	1H（1HA）	XH（XHA）	3H（3HA）	2H（2HA）	1H（1HA）	XH（XHA）
保険金額	傷害死亡（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－
	傷害後遺障害（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1億円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1億円
	疾病死亡（1人につき）	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－
	賠償責任（1家族につき）（免責金額1事故0円）	1億円				1億円			
	携行品損害（1家族につき）（免責金額1事故0円）※	100万円	80万円	60万円	80万円	100万円	80万円	60万円	80万円
	航空機寄託手荷物遅延等費用（1家族につき）	10万円				10万円			
	航空機遅延費用等（1人につき）	2万円				2万円			
保険料	保険期間	3H（3HA）	2H（2HA）	1H（1HA）	XH（XHA）	3H（3HA）	2H（2HA）	1H（1HA）	XH（XHA）
	34日以内	145,270円	129,890円	112,700円	125,570円	175,260円	157,280円	137,040円	151,880円
	39日以内	168,010円	151,070円	131,980円	146,910円	203,630円	183,710円	161,100円	178,510円
	46日以内	200,780円	181,450円	159,440円	177,170円	244,540円	221,640円	195,390円	216,290円
	53日以内	239,920円	217,790円	192,340円	213,430円	293,400円	267,010円	236,470円	261,560円
	2か月以内	285,310円	259,880円	230,410円	255,480円	349,950円	319,470円	283,940円	313,970円
	3か月以内	402,230円	368,350円	328,560円	364,110円	495,410円	454,500円	406,200円	449,200円
	4か月以内	585,110円	537,970円	482,040円	534,090円	722,930円	665,650円	597,380円	660,800円
	5か月以内	768,350円	707,790円	635,600円	703,990円	950,900円	877,050円	788,660円	872,300円
	6か月以内	947,460円	874,140円	786,350円	871,140円	1,173,730円	1,084,130円	976,440円	1,080,380円
	7か月以内	1,128,140円	1,041,500円	937,540円	1,038,260円	1,398,520円	1,292,470円	1,164,770円	1,288,420円
	8か月以内	1,310,550円	1,210,820円	1,090,890円	1,208,220円	1,625,460円	1,503,250円	1,355,790円	1,500,000円
	9か月以内	1,494,250円	1,381,020円	1,244,710円	1,378,300円	1,854,000円	1,715,120円	1,547,390円	1,711,720円
	10か月以内	1,677,110円	1,550,620円	1,398,170円	1,548,180円	2,081,500円	1,926,250円	1,738,550円	1,923,200円
	11か月以内	1,860,040円	1,720,260円	1,551,630円	1,718,020円	2,309,090円	2,137,430円	1,929,710円	2,134,630円
	1年以内	2,042,840円	1,889,830円	1,705,100円	1,887,950円	2,536,500円	2,348,510円	2,120,870円	2,346,160円

※携行品損害の保険金額が30万円を超える場合には、携行品盗難等限度額は30万円となります。